

外部評価委員会で市の事務事業をチェック

【問】市企画課企画係 ☎ 77・8423



外部評価委員会は一般公開でだれでも見学ができます

市では、平成18年度から行政評価に取り組んでいます。これは、限られた予算と人材を効率的・効果的に活用し、市民のニーズに合ったサービスの提供に結びつけることが目的です。さらに21年度からは、市民の目線に立った客観的な評価をするために、市民の中から有識者や公募委員など10人からなる、外部評価委員会を設置しました。

外部評価委員会で協議する事業と日程

事務事業名	担当課	開催日	会場
水路しゅんせつ費補助金交付事業 図書館利用促進事業	水路課 図書館	5月17日 (木)	柳川庁舎3階 第1・2会議室
活力ある高収益型園芸産地育成事業 がん検診事業	農政課 健康づくり課	5月31日 (木)	柳川市民会館 第2会議室
景観広報啓発事業 観光振興事業(ふるさと緊急雇用)	まちづくり課 観光課	6月14日 (木)	柳川市民会館 第2会議室
共同調理場運営費補助金交付事業 外国人英語指導助手派遣事業	学校教育課 学校教育課	6月28日 (木)	柳川市民会館 第2会議室
廃棄物の3R推進啓発事業 市民会館事業	廃棄物対策課 生涯学習課	7月12日 (木)	柳川市民会館 第2会議室

4月26日に開催された同委員会では、市が市民の視点で評価してほしい事業と、外部評価委員が評価したい事業を出し合い、今年度、評価する10事業を選びました。選ばれた事業は、1回の会議に2事業ずつ評価します。

会議では、その事業を行っている市の担当課も出席します。担当課から詳しい内容や予算、問題点などの説明を受け、意見を交わしながら評価していきます。同委員会はそれぞれの事業について意見をまとめ、市に今後の方向性を示します。市はその評価を受けて、事務事業の見直しや改善に取り組みます。

外部評価委員会は公開して行われ、だれでも見学することができます。評価する事業と日程は下の表のとおりで、同委員会は毎回午後7時から開会されます。

外部評価委員会委員(敬称略)

▷会長=加留部貴行(九州大学統合新領域学府ユーザー感性学専攻客員准教授)▷副会長=吉開順子(柳川市社会福祉協議会理事)▷委員=石井克也(元柳川青年会議所)、梅崎省二(公募委員)、瀬戸口京子(柳川市男女共同参画推進協議会委員)、堤秀樹(大和中学校PTA副会長)、堤房男(柳川市民生児童委員協議会長)、武藤素子(公募委員)、目野信太郎(柳川市観光協会戦略委員長)、山田三代子(道守柳川ネットワーク代表)

ボランティア活動中のけがや事故にやすらぎ保険

【問】市総務課市民協働推進係 ☎ 77・8419

市では、ボランティア団体が行う公益性のある活動などで、会員や参加者が活動中に思わぬ事故で損害賠償義務が発生したり、傷害を負ったりしたときのために「やすらぎ保険」を設けています。もし事故が起きたときは担当の窓口へすぐに連絡してください。

保険の対象となる活動

市内に活動拠点を置く、市民5人以上の団体が行う、公益性のある活動が対象(政治、宗教、営利目的、市などの行政機関が委託する事業は除く)。

【地域社会活動】行政区や自治会、町内会の活動、防火・防犯活動、清掃活動、交通安全運動など

【青少年育成活動】子ども会などの指導育成活動、非行防止パトロールなど

【社会福祉奉仕活動】社会福祉施設援護活動、高齢者や心身障害者へのホームヘルプなど

【社会教育文化活動】婦人会や老人会、PTAの活動、公民館のスポーツ・文化活動など

【そのほか】市主催の市民活動への参加や応援中の事故など

保険の対象となる事故

①指導者などが、活動中に参加者や第三者にけがをさせたり、建物などに損害を与えた場合の損害賠償責任事故

②指導者や活動に参加した人などが、活動中に死亡または、けがをした場合の傷害事故

保険の対象とならない事故

故意による事故や自然災害による事故は対象外です。

損害賠償責任事故の場合

(例)自動車事故による賠償事故。建築、改装、修理などの工事による事故。指導者などの同居の親族に対する賠償事故

傷害事故の場合

(例)脳疾患、疾病、心身喪失による事故。けんかや自殺、犯罪による傷害。他覚症状のない、むちうち症や腰痛。飲酒や無免許運転による事故。特に危険度の高いスポーツの事故

事故が起きたら14日以内に届け出を

ボランティア活動者などを被保険者とし、市が保険会社と契約。保険料は市が負担します。申し込みや登録など手続きは不要です。事故があった場合は、すぐに団体の責任者を通じて市の担当課へ連絡し、窓口にある所定の報告用紙を事故日から14日以内に提出してください。

やすらぎ保険の補償内容

区分	保険金額(限度額)
対人賠償	最高1人6000万円、1事故3億円
対物賠償	最高1事故300万円
※1回の事故につき、5000円は自己負担(免責)となります。	
死亡保険金	300万円
後遺障害保険金	9万円~300万円
入院保険金	日額3000円(180日限度)
通院保険金	日額2000円(90日限度)

事故のときの連絡先

団体・グループ	担当窓口
行政区、自治会、町内会	総務課
防犯、交通安全	安全安心課
子ども会、スポーツ団体、少年非行防止、公民館、婦人会、PTA、文化団体	生涯学習課
心身障害者団体、ボランティア団体、老人会	福祉課
環境美化	生活環境課
市民まつり(市主催)	観光課
掘割清掃	水路課
そのほか	各担当課

5月27日(日)は「掘割の日」

市は、平成19年に施行した「柳川市掘割を守り育てる条例」で、毎年5月の第4日曜日を「掘割の日」としています。これは、市民の水環境保全についての関心と理解を深め、市民参加による水環境保全活動の意欲を高めることが目的です。

今年は5月27日(日)の「掘割の日」を中心に、行政区などで清掃活動が行われます。それぞれの地区で清掃活動が行われるときは、皆さんの積極的な参加をお願いします。

問い合わせは、市水路課水路管理係(☎77・8742)まで。



2月26日の堀と水クリーンアップ大作戦の様子

民生児童委員に気軽にご相談を

5月は民生委員児童委員活動強化月間です。期間中は、各地区を担当している民生委員児童委員が、要援護者登録をしているひとり暮らし高齢者や障害者などへ一斉に訪問します。その際は、登録申請のときに記入した緊急連絡先や協力員などが印刷された「防災カード」と、市障害者協議会作成の「防災ハンドブック」を配布します。民生委員児童委員は、生活上の相談や援助を行い、行政窓口や関係機関との橋渡し役です。担当の民生委員児童委員がPRカードを配布しています。気軽にご相談ください。問い合わせは、市福祉課福祉総務係(☎77・8512)まで。



民生委員児童委員PRカード(上)と防災カード